

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	コンビニエンスストアにおける証明書交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石狩市は、コンビニエンスストアにおける証明書交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

石狩市長

公表日

平成28年5月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	コンビニエンスストアにおける証明書交付に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付事務において、コンビニエンスストアのキオスク端末による交付を行う。
③システムの名称	コンビニエンスストアにおける証明書交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第7条・第16条・第17条 2.住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) 第5条・第6条・第7条・第8条・第12条・第14条・第24条の2・第30条の6・第30条の10・第30条の12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境市民部 市民課
②所属長	市民課長 高野 省輝
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号061-3292 石狩市役所 環境市民部 市民課 住民・戸籍担当 住所:北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 電話:0133-72-3165 ファクス:0133-75-2271 E-mail:shimin@city.ishikari.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号061-3292 石狩市役所 環境市民部 市民課 住民・戸籍担当 住所:北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 電話:0133-72-3165 ファクス:0133-75-2271 E-mail:shimin@city.ishikari.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

